

働き方改革シリーズ

勤務環境改善支援センターの利用について(お願い)

今年4月から、医師の働き方改革が始まりました。

今年度は、保健所の立入検査の中に、「面接指導」や「就業上の措置」、「勤務間インターバル」など、医師の働き方改革に関連する項目が、新たに加わりました。

また、労働基準監督署の監督指導においても、この「追加的健康確保措置」の部分を確認することになります。

ご存じのように今回の診療報酬改定には、医師の働き方改革に関連するものが含まれています。

特に、医療従事者の処遇改善を図るための「ベースアップ評価料」については、手続きが煩雑な上に、労務管理を始め、将来の医業経営にもかかわることから、対応に苦慮されている医療機関もあるのではないかと思います。

このため勤改センターでは、今年5月9日に「医師の働き方改革web研修会」を開催し、医療従事者の処遇改善についての留意点について、「医業経営」と「労務管理」の両面から、二人の講師に、詳しく説明をしていただきました。

* 研修会資料は、勤改センターのホームページの中の「資料」－「研修会資料」の中に掲載しています。

◆ 今、勤改センターには、次のような相談が寄せられています。

【主な相談】

- 「賃金改善計画書」の記載方法や労務管理について教えて欲しい。
- 「ベースアップ評価料」の活用にあたっての留意点を教えて欲しい。
- 「ベースアップ評価料」の提出書類の最終チェックをして欲しい。
- 大学から医師の派遣を受けているので、「宿日直許可申請」をしたい。
- 「面接指導」と「新しい36協定届」について確認したい。
- 時間短縮できる医療器械を導入するので、「特別償却制度」を利用したい。



◆ 勤改センターは、現在、27名体制で、医療機関の皆様への支援を行っています。

医療労務管理アドバイザー 19名 (社会保険労務士)

医業経営アドバイザー 8名 (医業経営コンサルタント)

合 計

27名

◆ 令和4年度から5年度にかけて、課題となっておりました「宿日直許可申請」については、勤改センターに相談のあった76医療機関の全てが、宿日直許可を取得されました。

◆ 医療機関における労務管理や医業経営について、お困りのことがありましたら、まずは、勤改センターにお電話をお願いします。(TEL 0985-20-1211)

裏面の「相談申込書」をご提出頂き、日程調整を行いまして、アドバイザーを直接医療機関に派遣いたします。アドバイザー派遣は、【無料】ですので、どうぞご利用ください。

◆ 今後、電話などでの利用勧奨活動も行っておりまいますので、どうぞよろしくお願いいたします。